

居宅介護支援センタービオラ川崎重要事項説明書

1、 事業所の概要

事業所名	居宅介護支援センター ビオラ川崎
所在地	川崎市川崎区小田栄2-1-7
事業者指定番号	1 4 7 5 0 0 2 6 7 9
管理者・連絡先	邊見 佳子 TEL044-333-0016 FAX044-333-0036
サービス提供地域	川崎市川崎区、幸区、中原区、横浜市鶴見区
併設施設	介護老人福祉施設 ビオラ川崎

2、 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス内容	人 員
1. 管理者	業務全般の管理運営	1名（常勤兼務）
2. 介護支援専門員	居宅介護支援等	3名（常勤兼務1名、常勤2名）

3、 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
受付時間	午前9時～午後5時

12月29日から1月3日及び施設点検日は営業しない。

4、 サービス利用料及び利用者負担

- 1 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
- 2 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合、その交通費は徴収しない。

5、 当事業所のサービス方針等

- 1 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。また、計画の作成にあたっては、原則として、相談を受け付けてから7日以内に利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- 2 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。
- 3 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮いたします。

6、 当事業所の運営方針

私たちの方針として「幸せの創造」というスローガンを掲げお客様のみならず地域に根ざした福祉活動により社会全体の幸せをも創造できる居宅介護支援事業所をめざしております。

7、 相談窓口、苦情対応

1 サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応します。

当事業所お客様相談窓口	電話番号：044-333-0016 FAX：044-333-0036 担当者：邊見佳子 責任者：邊見佳子 対応時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで
-------------	---

2 公的機関においても、次の機関において苦情申請ができます。

市町村介護保険相談窓口	所在地：川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2678 FAX：044-200-3926 対応時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで
神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地：横浜市西区楠町27-1 電話番号：045-329-3447 FAX：045-329-3446 対応時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで 12月29日から1月3日は営業しない

8、 当法人の概要

経営法人	社会福祉法人 中川徳生会
代表者名	理事長 高橋栄治郎
法人所在地・連絡先	横浜市都筑区南山田2-39-35 045-972-9915
関連施設	特別養護老人ホーム 中川の里 特別養護老人ホーム 都筑の里 特別養護老人ホーム ビオラ三保 特別養護老人ホーム ビオラ川崎 地域包括支援センタービオラ宮崎 こだなか地域包括支援センター 横浜市加賀原地域ケアプラザ ビオラ市ヶ尾地域ケアプラザ 市ヶ尾在宅ステーション（訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

居宅介護支援センター ビオラ川崎

説明者 _____ 印

サービス契約の締結にあたり、上記の通り説明を受け、同意の上、押印します。

利用者 _____ 印

代理人又は立会人

_____ 印